

秋田県障害者差別解消条例（仮称） 素案

* 前文

障害者に対する差別を解消することにより、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会を目指すことを規定する予定です。

第1 総則

1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、地方独立行政法人、県民、事業者及び障害者の責務や役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項等を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

(2) 障害者団体

障害者、その家族及び支援者が組織する団体。

(3) 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

(4) 合理的配慮

*合理的配慮の定義を規定する予定です。

3 基本理念

- (1) すべての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) すべての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

4 県の責務

基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

5 県、市町村及び障害者団体の連携

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するに当たっては、市町村、障害者団体と連携して取り組む。
- (2) 市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

6 県民等の役割

- (1) 基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策への協力を努める。
- (2) 障害者が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努める。
- (3) 障害者及びその家族が障害による生活上の困難を軽減するための支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努める。
- (4) 障害者は、自らの障害の特性及び社会的障壁の除去のために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、適切な支援が得られ、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努める。

第2 障害を理由とする差別を解消するための措置

1 差別の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 社会的障壁の除去のための合理的な配慮

- (1) 県、市町村、地方独立行政法人及び事業者は、事務事業を行うに当たり障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、事業者における社会的障壁の除去のための合理的な配慮については、努力義務とされていますが、条例では、義務としています。
- (2) 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。
*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、県民における社会的障壁の除去のための合理的な配慮については、規定されていませんが、条例では、努力義務としています。

3 相談への対応

- (1) 何人も、知事に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができ

る。

(2) 知事は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その内容に応じて次に掲げる対応をする。

- ① 相談者に対して、必要な助言又は情報提供を行う。
- ② 相談に係る当事者間の必要な調整を行う。
- ③ 関係行政機関へ必要な通報その他通知を行う。

4 相談員の配置等

- (1) 知事は、相談への対応をする者として、相談員を置くことができる。
- (2) 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

5 助言又はあっせんの申立て

- (1) 障害者は、相談によって解決できないときは、差別及び合理的配慮の不提供に係る事案（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。
- (2) 対象事案に係る障害者の家族その他の関係者は、助言又はあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- (3) 助言又はあっせんの申立ては、障害を理由とする差別に関する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- (4) 助言又はあっせんの申立ては、次のいずれかに該当する場合は、することができない。
 - ① 行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行に該当するとき
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき
 - ③ 同一の事案について、過去にあっせんの求めを行ったことがあるとき
 - ④ 現に他の地方公共団体にあっせんの求めを行っているとき

6 事実の調査

- (1) 知事は、助言又はあっせんの申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行う。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、相談員に、助言又はあっせんの申立てに係る事実の調査の全部又は一部を行わせることができる。
- (3) 助言又はあっせんの申立てに係る事実の調査を行う職員又は相談員は、当該調査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 助言又はあっせん

- (1) 知事は、助言又はあっせんの申立てがあったときは、秋田県障害者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対して、当該申立てに係る事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんの手続きを開始するよう求める。

- (2) 調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- (3) 調整委員会は、知事の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行う。
 - ① 助言又はあっせんの必要がないと認めるとき。
 - ② 対象事案がその性質上助言又はあっせんをするのに適当でないと認めるとき。
- (4) 調整委員会は、(3)の①及び②による助言又はあっせんを行わないときは、知事に対して、その旨を報告する。

8 勧告

- (1) 調整委員会は、知事に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
 - ① 正当な理由なく、助言又はあっせんの申立てに係る事実の調査を拒み、妨げ、又は忌避した関係当事者その他の関係者
 - ② 助言又はあっせんの手続きにおいて資料の提出若しくは説明を行わず、又は虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明を行った関係当事者その他の関係者
 - ③ あっせんが行われた場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときにおける当該関係当事者
- (2) 知事は、調整委員会による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行う。

9 公表

- (1) 知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (2) 知事は、公表しようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該対象事案の関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

10 秋田県障害者差別解消調整委員会

- (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、調整委員会を置く。
- (2) 調整委員会は、委員15人以内で組織する。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - ① 学識経験を有する者
 - ② 障害者又はその家族
 - ③ 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
 - ④ 事業者又はその団体の役職員
 - ⑤ 関係行政機関の職員
 - ⑥ ①から⑤に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

- (4) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (6) 調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3 障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策

1 普及啓発

障害を理由とする差別の解消を推進する上で障害者と障害者でない者との相互理解の促進が重要であることに鑑み、障害及び障害者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及その他必要な施策を講ずる。

2 障害理解教育の推進

- (1) 県教育委員会は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）が障害及び障害者についての正しい知識と理解を持つための教育（以下「障害理解教育」という）を行う。
- (2) 県教育委員会は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で果たすべき教育の役割が重要であることに鑑み、障害者である児童生徒と障害者でない児童生徒の交流及び共同学習を推進するなど障害理解教育に必要な施策を講ずる。
- (3) 知事は、幼児、児童、生徒及び学生のため、障害理解教育に必要な施策を講ずる。

3 雇用及び就労への支援

- (1) 障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会の確保に努める。
- (2) 関係機関と連携し、障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずる。

4 社会参加の促進

障害者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加活動を円滑に行うことができるよう、参加の機会の確保その他必要な施策を講ずる。

5 交流の推進

障害者と障害者でない者との相互理解を促進するため、互いの交流の機会を確保するとともに、積極的な交流を推進するために必要な施策を講ずる。

6 県民等への支援

県民等が自発的に行う障害及び障害者についての理解を深める活動及び障害を理由とする差別の解消に資する活動を推進するために必要な支援を行う。

7 職員の育成

すべての職員が障害者に適切に対応するため、障害及び障害者についての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずる。

第4 その他

1 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

*義務規定、努力義務規定、相談・紛争解決の規定については、数ヶ月の周知期間を設けた後、施行することを検討しています。

2 検討

知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。